



新年明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い申し上げます。

●コロナ関連情報(助成金関連、標準報酬特例改定の延長)

本年1月号も、コロナ関連情報からのスタートとなりましたが、感染拡大防止と経済活動の両立という難しい課題を抱えつつも、いつか必ず今の状況が改善することを信じて、2021年を1歩ずつ皆さまと歩んでまいりたいと思います。

・「トライアル雇用助成金」(新設予定)

常用雇用または常用雇用へ移行することを目的に
試用雇用する事業主に対し支給。対象者1人あたり
2.5～4万円(最大3ヵ月)
※2020年1月24日以降にコロナの影響により離職し、
離職期間が3ヶ月超かつ未経験の職業に就く者

・「産業雇用安定助成金」(新設予定)

新型コロナの影響により、事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者の雇用を外向により維持するため労働者を送り出す事業主および当該労働者を受け入れる事業主に対して、一定期間の助成を行うもの。
※外向中に要する経費の一部、外向に要する初期費用を助成

・「雇用調整助成金」の延長が正式決定

これまで2020年12月31日までを期限に特例措置が講じられてきたが、現在の雇用情勢を鑑み、この特例措置を「**2021年2月28日**」まで延長することが正式決定された。
※以降の対応は、雇用情勢等により改めて判断される。

・「小学校休業等対応助成金」の延長(予定)

延長されることが検討されていた本助成金について、対象となる休暇等の取得期間が「**2021年3月31日**」まで延長する見込みとなった。

★厚労省のリーフレット<https://www.mhlw.go.jp/content/11903000/000706784.pdf>

・「標準報酬月額の特例改定」がさらに延長

新型コロナによる休業により報酬が著しく下がった社会保険の被保険者については、事業主からの届出により、社会保険料の標準報酬月額を通常の時改定(4ヵ月目に改定)によらず翌月から改定できる特例が設けられていた。

この特例について、**2021年1月から3月までの休業についてもその対象となる**ことが発表された。

★厚労省のリーフレット↓

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetsu/2020/202012/1224.html>

その他トピックス

●36協定届の押印廃止と新様式が公表

2021年4月より施行される労働基準法施行規則の改正に伴い、予定通り36協定届等の押印が廃止されることとなった。

この押印廃止に伴い、36協定の協定当事者に関するチェックボックスが新設されることから、36協定の届出様式が新しくなる。

～注意点～

押印廃止は、あくまで協定届に対してであり、36協定届が36協定書を兼ねる場合は、引き続き労使間の慣習に即して記名押印又は署名を行う。

●算定基礎届、賞与支払届の総括表の廃止

算定基礎、賞与届の際に添付が必要だった総括表が、電子申請の利用促進と手続簡素化を図るため2021年4月1日から廃止される。

それに伴い、賞与を支給する際には新たに「賞与不支給報告書」による届出を行うこととなる。(新設)

●テレワークにおける労働時間管理の在り方について

健康管理の観点からも使用者は労働時間を適切に把握することが必要であるとされているが、適正な自己申告であれば使用者責任が問われないこと、また中抜け時間があっても、少なくとも始業時間と終業時間を適正に把握・管理すれば問題ないとする方向性とのこと。

※厚労省「これからのテレワークでの働き方に関する検討会」報告書より

●新型コロナが企業経営に及ぼす影響に関する調査結果

半年以内に2割弱、1年以内に3分の1の企業が現状の雇用を維持できなくなると見込まれる結果が出ている。

※独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)調査結果(2020年10月5日～15日実施)

『同一労働同一賃金』診断サービスのご案内

今年4月から、本格的な『同一労働同一賃金』への対応が始まります。『**待遇差についての説明ができるかどうか**』の検証とその対応は、進んでおられますでしょうか。

弊社では、お客様の現状を分析し、どれくらいリスクが隠れているかを診断し、対応策をアドバイスさせていただきます。

“取り組んでいること”が大切です。お気軽にご相談下さい。

今月の無料相談会

日時: 1/7(木) 13:00 - 17:00

場所: KRP4号館3階 BIZ NEXT

※ご予約不要です。お気軽にお越し下さい。(BIZ NEXT受付へ)

～発行元～

**えがお
ワークラボ**

一般社団法人えがお・ワークラボ

代表理事 上田 恭子

(特定社会保険労務士、組織力診断士)

<スタッフ: 特定社労士1名、社労士3名、行政書士2名、職員10名>

【本店】〒600-8815 京都市下京区中堂寺粟田町93 KRP4号館3階
TEL: (075) 352-2848 FAX: (075) 320-3689

【支店】東京オフィス、新大阪オフィス、松山オフィス

【お問合先】E-mail: nikoniko.12@sage.ocn.ne.jp (えがお事務局)